

# 登録者傷害見舞金制度

## 傷害発生時の事務手続き

傷害発生日から**30日以内**に「傷害報告書（見舞金請求書）」を提出してください。  
その後、確定診断後速やかに「傷害診断書」の提出をお願いします。（**6ヶ月以内**を限度）  
**傷害報告書の提出だけでは、見舞金の給付は受けられません。必ず傷害診断書の提出をお願いいたします。**

重症傷害事故が発生した場合には、通常の手続きと併せて下記の手続きをお願いします。

重症傷害発生後、**3日以内**に「重症傷害報告書（受傷時）」を提出し、**その後2・6ヶ月後経過後**  
「重傷障害経過報告書（2・6ヶ月後）」の提出をお願いします。

またそれ以後も症状が改善されない場合は1年毎に報告してください。

※死亡に至った場合には、「死亡診断書」または「死亡検案書」を添付してください。

（下図のフローチャート参照）

